

From たんぽぼ舎
To kumamoto84@yahoo.co.jp
受信日時 2023/11/22 水曜日 20:18

たんぽぼ舎です。【TMM:No4918】地震と原発事故情報- 4つの情報をお知らせします

たんぽぼ舎です。【TMM:No4918】
2023年11月22日(水)地震と原発事故情報-
4つの情報をお知らせします
転載・転送歓迎

-
- ★ 1. 日本原電の東海第二原発工事不良 腐った体質
防潮堤工事...南側と北側基礎の両方で重大な不良
阿部功志 (東海村議会議員・脱原発とうかい塾)
 - ★ 2. 鹿児島県馬毛島で自衛隊基地建設計画
漁協への補償はゴマカシの常套手段
自由漁業・許可漁業等への補償は個別漁民への支払いが必要
共同漁業への補償も受ける者は漁協でなく「共同漁業を営む漁民」
共同漁業権は入会集団 (関係地区漁民集団) の持つ入会権的権利
連載「権利に基づく闘い」その37
熊本一規 (明治学院大学名誉教授)
 - ★ 3. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)
 - ◆公正な社会と原発に無い未来を願って、
原発優遇政策を止めるためのオンライン署名
署名の詳細は⇒ <https://chnng.it/T2dJLzWfPp>
 - ★ 4. 新聞より4つ
 - ◆福島第一原発事故、国の責任認めず 名古屋高裁、避難者訴訟
(11月22日「共同通信」より)
 - ◆柏崎刈羽原発で放射性物質含む水1.2リットル漏えい
5号機原子炉建屋の地下、外部流出なし
(11月22日「新潟日報」より抜粋)
 - ◆出版とジャニーズ
数あるジャニーズ本の中で、鹿砦社の本がもっとも公平に
光も影も余すところなく記述していた
斎藤美奈子 (文芸評論家)
(11月22日「東京新聞」朝刊21面「本音のコラム」より)
 - ◆【素粒子】より3つ
 - ・1日あたり約340万円。領収書の要らぬ官房機密費。ほか

※11/25(土)ドキュメンタリー映画『差別』上映会
監督：キム・ジウン監督&キム・ドヒ監督 共同制作
解説：金 東鶴さん(在日朝鮮人人権協会) 上映時間90分

日時：11月25日(土)14時より16時(開場13時30分より)
会場：「スペースたんぽぼ」
参加費：1000円

告!)でした。

原電は「調査を進めていて原因や対策がまとまった段階で公表したので時間を要した」(読売新聞の記事)、「隠しているということではない」(茨城新聞の記事)などと釈明しますが、ウソでしょ。

最近では異常なほど火災も頻発(ひんぱつ)しているし(昨年9月から7件)、原電の「安全を最優先する」という姿勢がむなしく響いて、安全管理の信用は完全に失われました。

◎おそらく工期は延びるでしょうが、より問題なのは、原電の隠蔽(いんぺい)体質が変わらないことです。

こんな不祥事(ふしょうじ)を内部告発で暴(あば)かれるまで言わなかったのですから、ほかにも不良個所があると疑われて当然。

原電は敦賀(つるが)原発でも隠蔽(いんぺい)改竄(かいざん)問題を起こしているし、腐(くさ)った体質は変わりようがないでしょう。

◎原電は工事の説明で11月中に村内各戸を回っていますが、施工不良の件は説明を避けます。

◎確認のため具体的な記録・証拠を出すように求めましたが、「記録を示せるかはこの場では差し控(ひか)えたい」(朝日新聞の記事)と逃げます。

全部ほじくり返して再チェックをするか、このまま中断して廃炉にするか、もう、どちらかしかないと思いますよ。

▼もう一つの重大事。

山田村長は村の避難計画を、12月を目安として公表すると言い、10月27日のニュースでも年内公表の意向を変えません。

避難先の確保が進んでいないのになんで？

村民13,000人ぶんの県外避難先は、茨城県担当課が他県から「県内の割り振りを済ませてから話を持ってこい」と冷たく言われ、加えてバス会社との協定もうまくいっていません。

これでも策定したとでっち上げたいなら、村長は正常な判断力を失っています。

原発事故は問題ではない、避難計画ができないのは問題ではない、と主張する下路(しもじ)健次郎県議のほうではなく、村民のほうを向きませんか。

(『浜ぼうふう』第87号 2023年秋冬号

「脱原発とうかい塾」発行より了承を得て抜粋)

≪事故情報編集部≫よりご案内

第65回日本原電本店抗議行動 東海第二原発の防潮堤欠陥工事発覚！
日本原電の「欠陥工事隠蔽」をゆるさない！再稼働やめろ！

日 時：12月6日(水)17:00より18:00

場 所：日本原電本店前(住友不動産秋葉原北ビル 台東区上野5-2-1)

主 催：「とめよう！東海第二原発首都圏連絡会」



2. 鹿児島県馬毛島で自衛隊基地建設計画

| 漁協への補償はゴマカシの常套手段

| 自由漁業・許可漁業等への補償は個別漁民への支払いが必要

- | 共同漁業への補償も受ける者は漁協でなく「共同漁業を営む漁民」
- | 共同漁業権は入会集団（関係地区漁民集団）の持つ入会権的権利
- | 連載「権利に基づく闘い」その37
- └── 熊本一規（明治学院大学名誉教授）

◎ 台湾有事に備えた南西諸島の軍事基地化が進められていますが、その一環として鹿児島県馬毛島に自衛隊基地の建設がもくろまれています（注1）。

自衛隊基地建設を進めるにあたり、防衛省は、漁業補償を種子島漁協に一括して払おうとしていますが、これは、上関原発計画を含め、過去何度となく繰り返されてきたゴマカシの常套手段で、漁民の持つ権利を無視する違法な手法です。

◎ 一口に漁業といっても、免許を受ける「漁業権漁業」、許可を受ける「許可漁業」、免許も許可も不要な「自由漁業」がありますが、大半の漁業は、個々の漁民が漁業を営んでいます。

例外は、漁協が免許を受けるものの、漁協自身は漁業を営まず、一定の資格を満たす漁民が漁業を営む共同漁業及び特定区画漁業で、その特徴から「組合管理漁業」と呼ばれています。

漁業補償とは、埋立等によって漁業に損失が生じるために支払われるものですから、「組合管理漁業」以外の漁業への補償は、漁業を営む漁民に支払わなければなりません。

公共事業に伴う補償について定められている公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱にも「個別補償の原則」が規定されています。

「組合管理漁業」以外の漁業への補償を漁協に払わなければならない理由は、本来全くありません。

埋立等の事業者は、本来、「組合管理漁業」以外の漁業を営む漁民全員に個別に補償し、補償を通じて事業への同意を取得しなければならないのです。

◎ 漁協への一括補償は、共同漁業の免許の仕方根拠として行なわれています。

漁協が共同漁業の免許を受けるから漁協が権利者だ、というのです。

しかし、漁業権とは「漁業を営む権利」ですから、共同漁業を営めない漁協が権利者であるはずがありません。

ところが、「共同漁業権は漁協の権利」とする最高裁平成元年判決が出たために、漁協が権利者と誤解され、漁協への一括補償が一般化しているのです。

最高裁平成元年判決は、漁業法を少しでも勉強した人から見ると呆れるほどお粗末な判決です（注2）が、最高裁判決であることから、まかりとおっているのです。

◎ 共同漁業に関する限り、漁協への一括補償は、実は、まったく故ないことではありません。というのは、共同漁業権は、入会権と同様の入会権的権利だからです。

入会権には「入会権者総員一致の原則」があり、外部への意思表示は入会集団内部で入会権者全員の同意を得たうえで、一つの意思表示をします。

ですから、入会地売却等についても、内部的に全員の同意を得たうえで外部に一つ（同意ないし不同意）の意思表示をしますし、売却代金や補償金も入会集団が一括受領したうえで、全員の同意を得た配分基準で配分するのです。

共同漁業は、漁村部落（漁業法では「関係地区」と表現されています）の入会集団が持つ権利ですが、入会集団は法人格がないために免許を受けられないので、入会権者（関係地区に住む漁民）の属する漁協が免許を受けることとしたのです（注3）。

ですから、漁協が共同漁業への補償を一括受領する場合には、入会権者全員から委任状を取得しておかなければならないのです（水産庁もその旨の通達を出しています）。

◎ ところが、実際には、共同漁業権の上記性質を利用して、共同漁業への補償のみならず、共同漁業以外の漁業への補償も含めて、組合員全員からの委任状を取得して、漁協が一括受領しています。

補償を受ける権利を持つ漁民がすべて組合員になっている場合には、「組合員全員からの委任状」取得により、本来は違法な「漁協による受領」が適法になります。

要するに、「組合管理漁業」以外の漁業への補償を受ける者が個々の漁民ということが分かれば、また共同漁業が入会権的権利であることが分かれば、埋立や原発等の事業が困難になるので、漁協を利用したゴマカシを行なっているのです。

漁協を利用したゴマカシのために、これまでどれだけ多くの真つ当な漁民が涙を飲んできたことでしょうか。

このゴマカシが多くの漁民・市民に知られ、早く是正されることを願っています。

注1:馬毛島の自衛隊基地計画については

<https://www.mod.go.jp/j/approach/chouwa/mage/> を、

また本稿について詳しくは

<http://www.kumamoto84.sakura.ne.jp/Mageshima/Mageshima.html> を参照。

注2:最高裁平成元年判決のお粗末さについては、水産庁で「漁業法の神様」と呼ばれていた浜本幸生氏の著作や拙著（『海はだれのものか』、『漁業権とはなにか』等）を参照。

注3:浜本幸生氏は、これを「漁業法の哲学」と呼び、漁業法理解に最も重要な点としている。



■ 3. メルマガ読者からのイベント案内(お問い合わせは主催者へ)

- ◆公正な社会と原発の無い未来を願って、
原発優遇政策を止めるためのオンライン署名に
ご協力をお願いします

現在、電気代の中に送電費用として『福島原発事故損害賠償負担金』と『廃炉円滑化負担金』が上乗せされて請求されていることはご存じだと思います。

この2つの費用は、送電費用と全く無関係ですが、経済産業省は2020年9月、国会の議論もせず、電気事業法の改正もしないまま、託送料金に上乗せを許可しました。

署名はこの違法な許可取消し訴訟の裁判官に公正な判決を求めるもの